

子 障 号 外  
平成 30 年 3 月 12 日

各障害児通所支援事業所管理者  
各障害児入所支援事業所管理者

御中

沖縄県子ども生活福祉部  
障 害 福 祉 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 児童発達支援管理責任者の配置に係る留意事項について

平素より本県の障害児福祉の向上にご尽力賜り感謝申し上げます。

さて、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第二百三十号)」において、平成29年3月31日以前に指定を受けた障害児通所(入所)支援事業所(以下、事業所という。)について、児童発達支援管理責任者の実務経験の猶予措置が平成30年3月31日まで延長されましたが、平成30年度以降、実務経験の猶予措置を延長する旨が厚生労働省より示されていないことから、平成30年4月1日以降、現存する事業所においては、児童発達支援管理責任者に必要とされる実務経験5年以上のうち、障害者(児)、児童の支援の経験を3年以上とする新基準を満たした児童発達支援管理責任者の配置が必須となることが想定されます。

その場合、平成29年3月31日年度以前に旧基準(障害者(児)、児童の支援経験3年以上が必須ではない基準)で指定を受けた一部の事業所において、児童発達支援管理責任者が実務経験を満たさなくなる事が想定されます。

つきましては、平成30年4月1日以降、既に配置している児童発達支援管理責任者が、実務経験を満たさなくなる事が明確な事業所及び研修について猶予措置の適用を受けた児童発達支援管理責任者が、相談支援従事者初任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を受講していない事業所においては、人員配置基準を満たさなくなるため、実務経験及び研修受講の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置する等、対応をお願いします。

なお、平成30年4月に沖縄県内全ての事業所を対象に、児童発達支援管理責任者の実務経験及び研修の受講状況について、調査を検討しております。各事業所におかれましては、平成30年4月1日までに実務経験及び研修受講の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置して頂きます様、よろしくをお願いします。